

令和3年度 砂防事業等調査委託（調査対象箇所検討業務） 特記仕様書（案）

第1章 総則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、鹿児島県砂防課が実施する「令和3年度 砂防事業等調査委託（調査対象箇所抽出業務）」に適用する。

第2条 適用仕様書

本業務は、本特記仕様書で定める事項に基づき実施するほか、記載のない事項については、下記関連法令等に準拠し、実施するものとする。

- ・土砂災害防止法，同法施行令，及び施行規則
 - ・土砂災害防止対策基本指針
 - ・土砂災害防止法マニュアル及び土砂災害防止法関連業務実施マニュアル（平成25年4月 鹿児島県土木部砂防課）
 - ・国土交通省公共測量作業規程
 - ・鹿児島県公共測量作業規程
 - ・土砂災害防止法に使用する数値地図作成ガイドライン（案）第8版（平成27年6月 一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構）
 - ・設計業務等共通仕様書（平成29年3月 鹿児島県土木部）
 - ・測量調査業務共通仕様書（平成29年3月 鹿児島県土木部）
 - ・空間データ製品仕様書（平成28年9月 鹿児島県土木部砂防課）
- また、参考文献等使用の場合は、その出典を成果品に明記すること。

第3条 前払金・部分払い

本業務は、保証事業会の保証がなされている契約金額100万円以上のものについては、当該契約金額の10分の3以内の前払金を請求することができる。

なお、部分払いは行わないものとする。

第4条 履行期間

本業務の履行期間は、180日間とする。

第5条 調査員

本業務については、総括調査員、調査員を置くこととし、その職・氏名等については、別途通知する。

第6条 訂正・補足

成果品納入後において、受託者（以下、乙）の責めに帰すべき誤りが発見されて、鹿児島県（以下、甲）がこの修正を要求した場合には、乙が乙の負担において速やかに訂正しなければならない。

第7条 その他

既存の成果品等は必要に応じて甲から乙に貸与する。

第2章 業務内容

第8条 業務目的

本業務は、土砂災害防止対策基本指針を踏まえ実施する基礎調査において、新規調査箇所を抽出・公表することを目的とする。

なお、調査対象箇所の抽出にあたっては、数値標高モデル (DEM) 等、高精度な地形情報等を用いて、土砂災害警戒区域等の指定の要件を満たす箇所の抽出精度向上を図ることとする。

第9条 業務内容

(1) 計画準備

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分に把握した上で、業務実施にあたっての検討方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成する。

(2) 資料収集整理

調査対象箇所抽出の検討資料として、貸与資料の外必要と判断される資料を収集し整理する。

① 貸与資料 (既指定区域に関するデータ)

- ・過去の抽出データ
- ・砂防基盤図データ
- ・土砂災害警戒区域等shapeデータ (Y, R)
- ・土砂災害警戒区域等DB 等

② 貸与資料の外、抽出に必要なデータ (例)

- ・数値標高モデル (DEM)
- ・航空写真
- ・最新の住宅等データ
- ・最新の公共施設データ 等

(3) 調査対象箇所の抽出

① 新規調査箇所

- ア 区域指定の地形要件を満たし、人家等が立地している箇所
(対象範囲は県内全域)
- イ 区域指定の地形要件を満たし、人家等が立地する見込みがある箇所 (調査対象範囲の優先度を検討すること)

(4) 調査優先度の検討

抽出した箇所について、地形変化や保全対象、施設整備の状況などを

踏まえ基礎調査の優先度について検討を行う。

(5) 抽出箇所データベース及び公表用データの作成

抽出箇所のデータベースを作成する。併せて、抽出箇所毎に、範囲(枠)、種別(急傾斜の崩壊等)、市町村名、箇所番号を、GIS上で公表するためのデータも作成する。

(6) 報告書作成

業務目的を踏まえ、業務の各項目で作成された検討内容や成果等をもとに、業務の方法、過程、結論・結果等について取りまとめを行い、報告書を作成する。また、業務の成果概要を説明するための業務概要版を作成する。

- ・電子媒体(CD-R等 正・副 各1枚)
- ・紙媒体(簡易ファイル) 2部(参考資料, 概要版含む)
- ・その他, 監督職員が指示するもの

(7) 打合せ協議

打合せ協議は、業務開始時、中間時(3回)、成果とりまとめ時の計5回以上を実施する。なお、打合せを行う場合は、管理技術者が立ち会うものとする。

リモートによる打ち合わせも可とする。

第3章 その他

第10条 疑義

本業務内容に疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

第11条 秘密の保持義務

受託者は、業務上知り得た業務内容及びその成果を、発注者の承認を得ずに第三者に知らしめてはならない。

第12条 旅費

本業務における旅費は、現地に最も近い本支店や営業所等が鹿児島市に所在するものとして算出する予定である。

鹿児島市に、本支店や営業所等が所在しない者が受注した場合、調査職員と協議のうえ、必要な区間の旅費について変更の対象とする。

第13条 電子成果品の作成

- (1) 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン(案)(令和2年3月):(以下、「ガイドライン」という。)」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

- (2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（CD-R）で正本1部，副本2部の計3部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱いとする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については，事前協議を行い決定するものとする。
- (3) 電子成果品を提出する際は，鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い，エラーが無いことを確認した後，ウィルス対策を実施した上で提出すること。

第14条 再委託

本業務について，主たる部分の再委託は認めない。

第15条 技術提案書

特定された技術提案書の内容については，業務に適切に反映するものとする。また，技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は，業務成績評定を減ずるなどの措置を行う。